

「指定訪問介護」
「指定介護予防訪問介護」・「介護予防・日常生活支援総合事業」
第1号訪問事業(サービス A/介護予防訪問介護相当)
ホームヘルプサービス重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(香川県指定第3771700865号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 苦情の受付について	8
8. 事故発生時の対応について	10
9. 24時間緊急連絡体制の対応について	10
10. 虐待の防止について	10
11. 身体拘束防止について	10
12. 衛生管理等	11
13. 事業継続計画の策定等について	11
14. ハラスメントの防止について	11

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 特定非営利活動法人 にこにこ三豊 |
| (2) 法人所在地 | 香川県三豊市高瀬町上高瀬1883番地1 |
| (3) 電話番号 | 0875-73-6750 |
| (4) 代表者氏名 | 会長 汐見美根子 |
| (5) 設立年月 | 平成15年4月21日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所（平成15年8月1日指定）
指定介護予防訪問介護事業所（平成18年4月1日指定）
香川県3771700865号
- (2) 事業の目的 訪問介護
- (3) 事業所の名称 にここ三豊訪問介護事業所 平成15年8月1日指定
- (4) 事業所の所在地 香川県三豊市高瀬町上高瀬1883番地1
- (5) 電話番号 0875-73-6750
- (6) 事業所（管理者）氏名 田井美貴子
- (7) 当事業所の運営方針 皆様の能力に応じ自立した日常生活が送れる様、生活全般にわたり援助を行います。
- (8) 開設年月 平成15年8月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

三豊市、観音寺市、仲多度郡琴平町、まんのう町(旧仲南町のみ)、善通寺市

営業日及び営業時間

営業日 (事務所) 月曜日から金曜日

営業時間 午前9時から午後5時まで

ただし 8月13日から8月15日及び

12月29日から1月3日を除く（祝祭日は休み）

サービス提供時間 24時間

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。（R7.2改正）

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名		1.0	1名	
2. サービス提供責任者	2名 (うち1名兼務)	1名	2.5	3名	
訪問介護員	2名	14名	6.4		
介護福祉士					
介護実務者研修終了者		1名			
ヘルパー1級課程修了者		2名			
ヘルパー2級課程修了者		7名			
初任者研修修了者	1名	1名			

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の訪問介護員が5名いる場合、常勤換算では、

1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合。
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合。

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護…利用者様の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるために介助・専門的な援助を行います。

○生活援助…家事を行うことが困難な利用者様に対して援助を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）を踏まえた訪問介護計画に定められます。

(1) 身体介護

○ 入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○ 排泄介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○ 食事介助

…食事の介助を行います。

○ 移乗・移動の介助・通院介助

…移乗、移動の介助・通院介助を行います。

○ 更衣介助

…更衣の介助を行います。

○ 自立支援の為の見守りの援助

…ご本人の出来る家事等を一緒に行い自立支援を促すとともに、安全確認の声掛けや見守り援助を行います。

(2) 生活援助

○ 調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○ 洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○ 掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、仏間・客間・庭等の敷地の掃除・大がかりな窓拭き掃除は行いません。）

○ 買い物

…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。（預金、貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用料金> (契約書第8条参照)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

要支援	種類	算定単位	単位数
	週1回程度	1月につき	1,176
	週2回程度		2,349
	週2回を超える程度		3,727
	標準的な内容の場合	1回につき	287
	生活援助中心(20分以上 45分未満)の場合		179
	生活援助中心(45分以上) の場合		220
	短時間の身体介護中 心の場合		163

		サービスに要する時間	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上
要介護 訪問介護費	身体介護	1. 利用料金	2440円	3870円	5670円
		2. うち、介護保険から給付される金額	2196円	3483円	5103円
		3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)1割	244円	387円	567円
	生活援助	サービスに要する時間	X	20分～ 45分まで	45分以上
		4. 利用料金		1790円	2200円
		5. うち、介護保険から給付される金額		1611円	1980円
		6. サービス利用に係る自己負担額(4-5)1割		179円	220円
	(例) 身体1 生活1	サービスに要する時間	身体介護 30分未満 生活援助 20分未満		
		7. 利用料金	3090円(2440円+650円)		
		8. うち、介護保険から給付される金額	2781円		
9. サービス利用に係る自己負担額(7-8)1割		309円			

* 所得に応じて利用料金が2割3割負担となります。 *

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 早朝(午前 6 時から 8 時まで) 25%増
- ・ 夜間(午後 6 時から午後 10 時まで) 25%増
- ・ 深夜 (午後 10 時から午前 6 時まで) 50%増

＜加算料金＞

☆初回加算... 初回月のみ 2,000 円が加算されます。(1 割の方・・・200 円)

新規の訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

☆緊急時訪問介護加算... 一回につき 1,000 円が加算されます。

ご契約者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。

☆中山間地域加算... 高瀬町(旧二の宮村(佐股、羽方)、旧麻村(下麻、上麻))、仁尾町:全域 財田町:全域、山本町(長野)、詫間町(糸室)にお住まいの方は、利用 1 回につき5%加算されます。

☆生活機能向上連携加算... 1 月につき 1,000 円が加算されます。

サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、医師からの助言を受けたうえで、サ責が生活機能の向上を目的として共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成した場合。

当該計画に基づく初回の訪問介護を行った日が属する月に算定します。

☆生活機能向上連携加算Ⅱ・・・1 月につき 2, 0 0 0 円が加算されます。

サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、医師による訪問リハビリテーションに同行し、理学療法士等と身体状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し連携を取りながら行なった場合。

当該計画に基づく初回の訪問介護が行われた日から 3 ヶ月間、算定します。

令和 6 年 5 月まで

☆介護職員処遇改善加算・・・1 月につき利用総単位数の 13.7%が加算されます。

介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てます。

☆特定処遇改善加算（Ⅰ）・・・1 月につき利用総単位数の 6.3%が加算されます。

介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら職員の更なる処遇改善を進める。

☆特定事業所加算（Ⅱ）・・・1 月につき利用総単位数の 10%が加算されます。

サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動の整備の対応などを行っている事業所に認められる加算です。

☆介護職員ベースアップ等支援加算・・・1月につき利用総単位数の2.4%が加算されます。

介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てます。

令和6年6月から

☆介護職員処遇改善加算Ⅱ...1月につき利用総単位数の22.4%が加算されます。

介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら職員の更なる処遇改善を進める。

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、月遅れ請求となります。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も、月遅れ請求となります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限

度額を超えて、サービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

(3) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

○通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道おおむね10キロメートル未満 500円

○ // 片道おおむね10キロメートル以上 1,000円

★なお、この費用の支払いを受ける場合には、ご契約者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)、の料金、費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

下記指定口座への振込み
・郵便振替口座 01660-6-27318 特定非営利活動法人 にこにこ三豊
・ゆうちょ銀行 16320-12507961 特定非営利活動法人 にこにこ三豊 にこにこ三豊訪問介護事業所
・香川県農協 上高瀬支店 0003942 特定非営利活動法人 にこにこ三豊

*引き落とし日は、翌月15日となります。前日までに口座の残高確認後、ご入金
お願いいたします。

(5) 利用の中止、変更、追加 [契約書第9条参照]

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消料として下記料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の5% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更。追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、相当の訪問介護員を決定します。

但し、実際のサービス提供に当たっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第 6 条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第 7 条参照）

①定められた業務以外の禁止

ご契約者は「5、当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する支持、命令

訪問介護サービスの実施に関する支持、命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施に当たってご契約者の事情、意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第 10 条参照）

サービス利用当日にご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第 14 条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供に当たって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①医療行為②ご契約者もしくはその家庭等からの高価な物品等の授受③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|---|

③サービス上の問題

- ・介護サービス関係の契約書を確認して苦情の内容を聴く。
- ・管理者がサービス提供責任者まで含める必要があると判断したときは、検討会議を行う。（検討会議を行わない場合も必ず管理者に処理結果を報告する）
- ・検討の結果、必ず翌日までには具体的な対応をする。
- ・記録を台帳に記入（パソコンの場合はデータベースに入力）し、再発防止に役立てる。

8. 事故発生時の対応について

- ① 当事業所は、ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- ② 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

9. 24時間緊急連絡体制の対応について

- ① サービスの提供時
ご契約者に事故・緊急事態が発生した場合にはすぐに必要な対応を行います。ご家族様に連絡し、事業所・管理者へ相談・報告をします。
- ② 緊急の事案が発生し連絡があった時
ご契約者様の様子をお聞きし、直ちに対応をします。担当ケアマネージャー・家族様に連絡をし、必要時には訪問対応も行います。

受付は24時間可能です。 (0875) 73-6750 特定非営利活動法人にここ三豊

10. 虐待の防止について

- ① 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けているおそれがある場合はただちに防止策を講じ市町村へ報告します。
 - 虐待防止に関する責任者 田井 美貴子(管理者)
 - 成年後見制度の利用を支援します
 - 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています
 - 虐待防止委員会を設置し運用指針を整備しています

虐待防止委員会 令和4年度4月設置

11. 身体拘束防止について

- ① 事業所は、サービスの提供にあたって利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身心の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

12. 衛生管理など

- ① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 事業継続計画の策定などについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. ハラスメントの防止について

- ① 事業所は職場内や介護サービスの提供上における関係のハラスメントを防止するため、介護事業者として職場内及び介護サービスの提供を含めて、ハラスメントのない環境づくりに努めます。
- ② 職場内及び介護サービスの提供時において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ここにこ三豊訪問介護事業所 サービス提供責任者
説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所
氏名 印

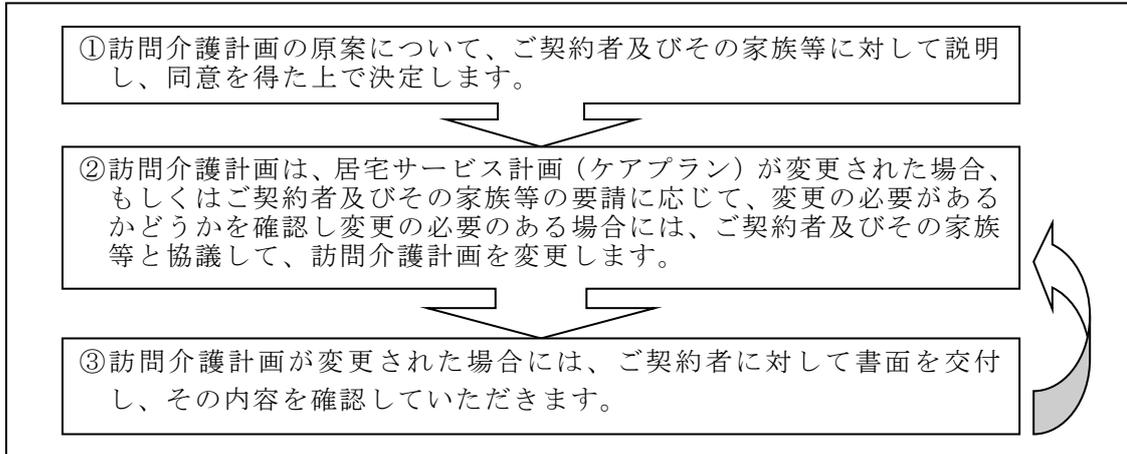
私は、本人に代わり、上記記名捺印を行い、この契約意思を確認致しました。

契約者代理人 住所
氏名 (続柄) 印

<重要事項説明書付属文書>

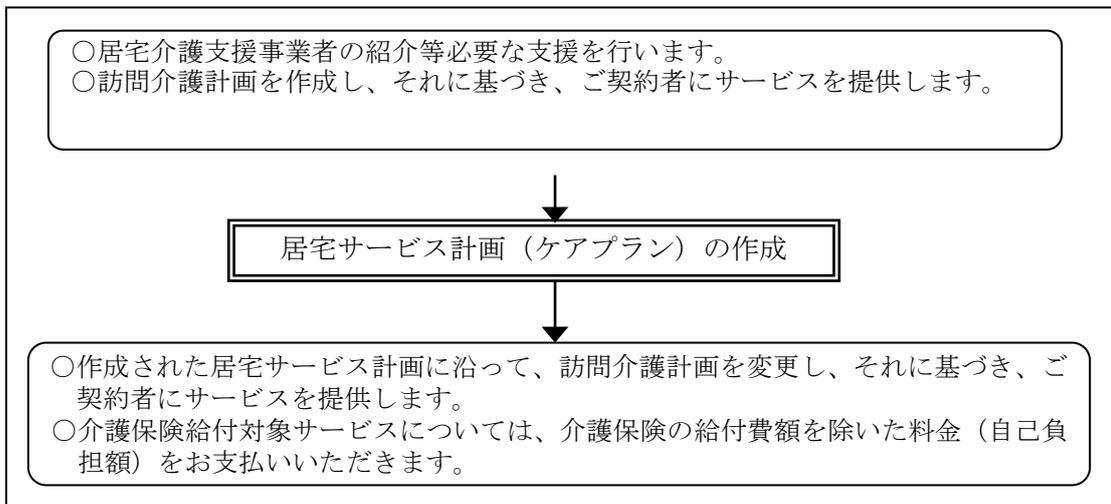
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

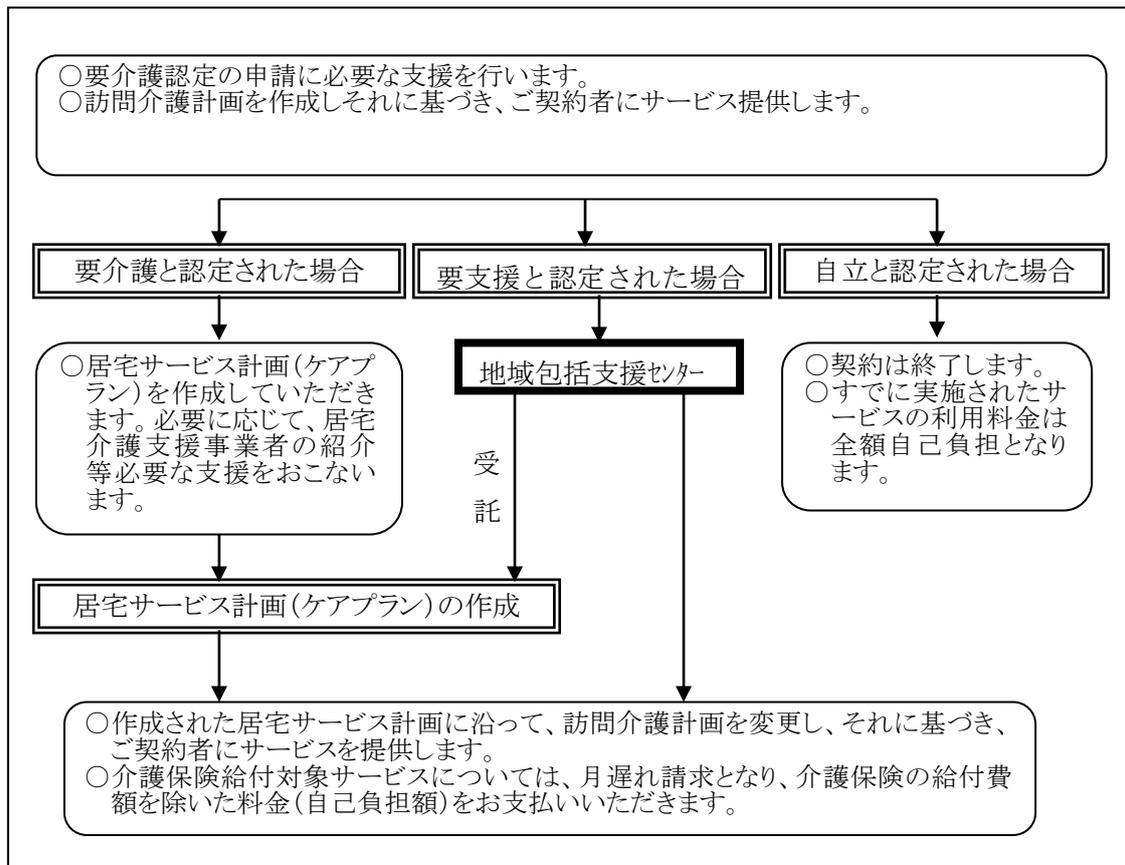


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務(契約書第12条, 第13条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全、確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合にはご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③ サービスの提供に当たって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど医師、医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
但しご契約者に緊急な医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

3. 損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 18 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 21 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 18 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行なうよう努めます。